

平成21年 5 月臨時会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成21年 5 月 8 日 開会

平成21年 5 月 8 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成 2 1 年 5 月 横芝光町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月8日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
説明員紹介	4
議案第 1 号ないし議案第 3 号の上程、説明	5
議案第 1 号の質疑、討論、採決	9
議案第 2 号の質疑、討論、採決	10
議案第 3 号の質疑、討論、採決	10
日程の追加	11
議長辞職の件	11
日程の追加	12
議長の選挙	13
日程の追加	15
副議長辞職の件	15
日程の追加	16
副議長の選挙	17
常任委員会委員長及び副委員長の互選結果報告	19
日程の追加	19
議会運営委員会委員辞任の件	20

日程の追加	21
議会運営委員会委員の選任	21
町長あいさつ	21
閉会の宣告	22
署名議員	23

平成 2 1 年 5 月 横 芝 光 町 議 会 臨 時 会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 1 年 5 月 8 日 (金曜日) 午後 1 時 3 0 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号ないし議案第 3 号について (町長提案理由説明)
- 日程第 5 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定)
- 日程第 6 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第 7 議案第 3 号 横芝光町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 7 まで同じ

- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長辞職の件
- 追加日程第 4 副議長の選挙
- 追加日程第 5 議会運営委員会委員辞任の件
- 追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任

出席議員 (1 8 名)

1 番	杉 森 幹 男 君	2 番	森 川 忠 君
3 番	實 川 隆 君	4 番	川 島 仁 君
5 番	齊 藤 隆 君	6 番	若 梅 喜 作 君

7 番	川 島 富 士 子 君	8 番	鈴 木 克 征 君
9 番	野 村 和 好 君	1 0 番	山 崎 貞 一 君
1 1 番	伊 藤 罔 樹 君	1 2 番	嘉 瀬 清 之 君
1 3 番	川 島 透 君	1 4 番	鈴 木 唯 夫 君
1 5 番	八 角 健 一 君	1 6 番	川 島 勝 美 君
1 7 番	越 川 輝 男 君	1 8 番	越 川 洋 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	総 務 課 長	小 堀 正 博 君
企画財政課長	高 蝶 文 徳 君	環境防災課長	伊 藤 定 幸 君
税 務 課 長	高 埜 広 和 君	住 民 課 長	海 保 清一郎 君
産業振興課長	林 新 一 君	都 市 建 設 課 幹 主	五木田 桂 一 君
福 祉 課 長	山 本 照 男 君	健康管理課長	並 木 俊 郎 君
食肉センター長	土 屋 文 雄 君	東 陽 病 院 長	田 鍋 悦 央 君
会 計 管 理 者	清 宮 貴美子 君	教 育 長	海 保 教 之 君
教 育 課 長	林 英 次 君	社会文化課長	伊 橋 秀 和 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長	實 川 裕 宣	書 記	伊 藤 多美恵
-----	---------	-----	---------

◎開会の宣告

○議長（八角健一君） これより平成21年 5 月横芝光町議会臨時会を開会します。

（午後 1 時 3 0 分）

◎開議の宣告

○議長（八角健一君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八角健一君） これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

6 番議員 若 梅 喜 作 君

1 3 番議員 川 島 透 君

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（八角健一君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八角健一君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（八角健一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

◎説明員紹介

○議長（八角健一君） 本臨時会は、本年度最初の議会であります。説明員である各課長等に異動がありましたので、ここで紹介をお願いします。

紹介は、自己紹介をお願いします。

まず最初に、総務課長から順にお願いをいたしたいと思います。

○総務課長（小堀正博君） どうもご苦労さまでございます。総務課長の小堀でございます。本年度もよろしくお願いいたします。

○企画財政課長（高蝶文徳君） 引き続き企画財政課を担当することになりました高蝶です。よろしくお願いいたします。

○税務課長（高埜広和君） 税務課長の高埜でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境防災課長（伊藤定幸君） どうもご苦労さまでございます。4月1日から環境防災課長になりました伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市建設課主幹（五木田桂一君） 都市建設課の五木田でございます。課長の瀬理が所用がありまして出席できませんので、かわりに出席いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○産業振興課長（林 新一君） 引き続き産業振興課を担当させていただきます林でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（海保教之君） ご苦労さまです。教育委員会教育長の海保です。本年もよろしくお願いいたします。

○教育課長（林 英次君） ご苦労さまです。教育課長の林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○社会文化課長（伊橋秀和君） ご苦労さまです。4月1日から社会文化課長になりました伊橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民課長（海保清一郎君） 住民課の海保です。ことしもよろしくお願いいたします。

○福祉課長（山本照男君） 引き続き福祉課を担当させていただくことになりました山本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康管理課長（並木俊郎君） 4月から健康管理課を担当いたします並木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者（清宮貴美子君） 会計管理者の清宮でございます。本年度もよろしくお願いいたします。

○東陽病院事務長（田鍋悦央君） 東陽病院の田鍋でございます。本年度も引き続きよろしく

お願いいたします。

○食肉センター所長（土屋文雄君） 食肉センターの土屋でございます。よろしくお願いをいたします。なお、今月30日に獣魂祭がございます。本日、通知を差し上げましたけれども、出席のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議案第1号ないし議案第3号の上程、説明

○議長（八角健一君） 日程第4、議案第1号ないし議案第3号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 新緑のすがすがしい季節を迎え、本日ここに平成21年5月横芝光町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位には時節ご多忙の折にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、平素より町行政の推進に格別なるご高配とご協力を賜り、厚く感謝申し上げる次第であります。

月日のたつのは早いもので、横芝光町も合併してはや3年が経過いたしました。私も初代町長として、新町における一体感の醸成に努めながら、均衡ある町発展に向け全力で取り組んでまいりましたが、この間、議員の皆様方を初め多くの町民の方々のご協力によりまして、各種事業もほぼ順調に進捗しているところでございます。

特に昨年度は、合併以前からの懸案事業でございました横芝中学校建設事業が無事終了し、本年3月26日にめでたく竣工式を迎えることができました。また、広く町民の皆さんのご意見等をお伺いするため、町内の各地域においてまちづくり地区座談会を開催させていただきましたが、大変大勢の方々にご参加をいただき、極めて多くの貴重なご意見等をちょうだいすることができました。町民の皆様が今どのようなことに関心を持ち、何を望んでいるのか、また各地域で抱えている課題等について生の声が聞けたということだけでも、協働のまちづくりを進める上で十分な成果があったものと思っております。

今年度につきましても、昨年と同様に7月から12月までの日曜日に、約半年間をかけ、町内29カ所において、まちづくり地区座談会を開催させていただく予定でございますので、議員各位には地元地域での座談会にご出席いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、今臨時会に提案いたしました各議案の提案理由説明を申し上げます。

議案第1号の専決処分の承認を求めることについて、横芝光町税条例等の一部を改正する

条例の制定であります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、平成21年から平成25年までの居住に係る個人住民税の住宅借入等特別税額控除の創設、宅地・農地等の固定資産税に係る負担調整措置の継続等について、横芝光町税条例等の一部改正を緊急に行う必要があったため、専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものであります。

議案第2号の専決処分の承認を求めることについては、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定であります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、上場株式等に係る配当所得や上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例等について、横芝光町国民健康保険税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

議案第3号の横芝光町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬改定に伴い、国から交付される特例交付金について、介護保険料の軽減に係る広報啓発等の準備経費等に充てることが認められたことから、横芝光町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例を制定すべく提案したものであります。

以上、このたび提出いたしました議案についてその概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（八角健一君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について、税務課長、高埜広和君。

〔税務課長 高埜広和君登壇〕

○税務課長（高埜広和君） それでは、私のほうから詳細についてご説明申し上げます。

議案つづりの1ページをお開きください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成21年5月8日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

3 ページをお開きください。

専決第3号の横芝光町税条例等の一部改正につきましては、先ほど町長の提案理由の説明にありましたように、本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、原則として翌4月1日から施行されることに伴い、税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、次の3ページ、5ページにありますように、専決処分によって制定したものであります。

次に、7ページから19ページまでは、それらの改正文であります。

まず、今回の法の一部改正は、現下の経済金融情勢を踏まえ、景気回復の実現に資する等の観点から、住宅・土地税制、金融・証券税制あるいは自動車重量税など、国税に係る税制改正が主体をなすものであります。これらを受けての町税条例の一部改正は、大きく分けて2点であります。

新旧対照表の9ページをお開きください。

まず第1点目ではありますが、第7条の3の2であります。これは、住民税においても平成21年から平成25年までの入居者に係る住宅借入金特別税額控除が新たに創設されたため、追加するものであります。内容は、所得税の確定申告で控除し切れなかった、いわゆる住宅ローン控除額を住民税でも控除できるようにするものであります。

続いて2点目ではありますが、14ページ以降にありますように、今年度の固定資産評価替えに伴う負担調整措置の仕組みを3年間継続する、いわゆる時限立法措置を延長するための改正でございます。

本来ならば改正内容の概要を資料としてお示しいたしまして要点をご説明申し上げるところですが、今回はこの2点が主体でありまして、新旧対照表1ページから41ページまで、細かな改正箇所が非常に多いわけではありますが、一読していただければおわかりのように、そのほかは国税関係の改正に伴う、いわゆる年号や適用条文の読みかえなど法との整合を図るための内容でありまして、この2点以外、特出ししてご説明申し上げる項目がありませんので、まことに雑駁な説明で大変恐縮でございますが、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。税条例の一部改正の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案つづりの21ページをお開きください。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の

規定により、これを報告し、承認を求める。

平成21年5月8日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

23ページをお開きください。

専決第4号の横芝光町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、これも先ほど町長から説明がありましたように、本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、原則として翌4月1日から施行されることに伴い、町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、23ページ、25ページにありますように、専決処分によって制定したものであります。

次に、27ページから29ページまでは、それらの改正文となっております。

新旧対照表の42ページをお開きください。

まず、本条例の一部改正の内容は、今まで上場株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額は、給与所得などほかの各種所得の金額から差し引くことができませんでした。分離課税等を選択することによって控除することができるようになりました。できなかったわけでありましたが、分離課税を選択することによって控除することができるようになりました。また、翌年以降3年間にわたり、確定申告によって株式等に係る譲渡所得等の金額及び申告分離課税を選択した配当所得の金額から繰越控除できるように、これは既に改正されております。

それらが適用されるのがこの21年分の確定申告からとなりますので、新旧対照表の42ページから46ページにお示しいたしましたとおり、本条例の附則の中で、法との整合性を図るため、国民健康保険税の所得割額の算定の基礎となる総所得金額からもこれらが控除できるよう特例を設けるべく改正を行い、適用条文等の整備をするものであります。

したがって、国保税率など制度自体の改正ではなく、税条例同様、特出しすべき内容がありませんので、まことに雑駁で恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げ、国民健康保険税条例の一部改正の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔税務課長 高埜広和君降壇〕

○議長（八角健一君） 続きまして、議案第3号について、福祉課長、山本照男君。

〔福祉課長 山本照男君登壇〕

○福祉課長（山本照男君） 議案第3号 横芝光町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案つづりは、31ページが議案文、33ページが改正本文でございます。

介護現場で働く人の処遇改善のため、平成21年度から介護報酬が引き上げられました。そして、この介護報酬の引き上げに連動して上昇する保険料は、被保険者の負担を軽減するため、その半分を国が交付金をもって負担することとなりました。交付金の受け皿となります横芝光町介護従事者処遇改善臨時特例基金は、3月議会におきましてご承認をいただいたところですが、基金の処分条件について変更がありましたので、今議会におきまして一部改正をお願いするものでございます。

一部改正の内容ですが、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の一番最後の47ページをごらんください。

現行の第6条の処分規定では、保険料の上昇分を抑制する場合に限り基金を処分することができる」とされている規定を、これに加え、保険料の軽減に係る広報啓発や保険料の電算システムの整備等に要する費用、その他保険料軽減措置の円滑な実施のための準備経費に充てるときという規定を追加しようとするものでございます。

この一部改正のため、現行の6条は柱書きのみでございましたが、項目を追加するため、改正後は6条の柱書きと2つの号により構成するものでございます。

議案つづりの33ページにお戻りいただきたいと思います。

附則。この条例は、公布の日から施行し、平成21年3月24日から適用するとするものでございます。

この3月24日とは、国から交付される交付金の交付決定日が3月24日でございますので、その後において保険料軽減や広報作業、つまり基金の使用に関する事務作業を進めておりますので、これらを適用させるため遡及するものでございます。

以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔福祉課長 山本照男君降壇〕

○議長（八角健一君） 以上で提案理由説明を終わります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（八角健一君） これより議案審議を行います。

日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第１号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２号の質疑、討論、採決

○議長（八角健一君） 日程第６、議案第２号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第２号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号の質疑、討論、採決

○議長（八角健一君） 日程第７、議案第３号 横芝光町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第３号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で町長提出議案の審議は終了しました。

ここで暫時休憩します。

（午後 ２時００分）

○議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 ２時１５分）

◎日程の追加

○議長（八角健一君） ただいま、私は、議長辞職願を副議長に提出しました。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八角健一君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

なお、この件は私の一身上に関する事件でありますので、私は除斥されます。

議長の職務を副議長、川島透君にお願いします。

副議長、議長席へお願いします。

〔議長 八角健一君退場〕

◎議長辞職の件

○副議長（川島 透君） 議長にかわり議長の職務を行います。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（實川裕宣君） 辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成21年5月8日。横芝光町議会副議長、川島透様。横芝光町議会議長、八角健一。

以上でございます。

○副議長（川島 透君） お諮りします。

願のとおり、議長の辞職について、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（川島 透君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職を許可することに決定しました。

八角健一君の入場を許します。

〔15番議員 八角健一君入場〕

○副議長（川島 透君） 八角健一君に申し上げます。

願のあった議長辞職の件は許可されました。

それでは、ここで八角健一君よりごあいさつをお願いします。

〔15番議員 八角健一君登壇〕

○15番（八角健一君） ただいま皆様方から私の議長辞職に対して許可をいただいたことに対し、心より感謝を申し上げる次第でございます。

私も一昨年の5月10日に議長職という形で受けたところでございますけれども、ここまで大過なく過ごせたことは、皆様のご支援、ご協力のたまものと心より感謝を申し上げる次第でございます。私もこれからは一議員として、横芝光町発展、そして福祉向上のために努力する覚悟でございますので、どうか皆様方、今まで以上にご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

〔15番議員 八角健一君降壇〕

◎日程の追加

○副議長（川島 透君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（川島 透君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（川島 透君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔2番議員「議長」と発言〕

○副議長（川島 透君） はい、森川議員。

○2番（森川 忠君） 大事な投票でございますので、投票予定者の決意表明等をお聞かせ願えるよう配慮願いたいと思います。よろしくご配慮願います。

○副議長（川島 透君） ただいま事務局長と相談いたしましたけれども、立候補者制度がこの場合はとってありませんもので、今の意見は意見としてお伺いして、このまま議事を進めたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（川島 透君） では、議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（川島 透君） ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、杉森幹男君、2番、森川忠君を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（川島 透君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（川島 透君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○副議長（川島 透君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

○副議長（川島 透君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（川島 透君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（川島 透君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 8 票

有効投票 1 8 票

無効投票 0 票

です。

有効投票のうち 野村 和好君 1 0 票

嘉瀬 清之君 7 票

越川 洋一君 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

よって、野村和好君が横芝光町議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選された野村和好君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（川島 透君） 野村和好君、議長就任のごあいさつをお願いします。ご登壇願います。

〔議長 野村和好君登壇〕

○議長（野村和好君） ただいまは皆さん方にご推挙いただきまして、まことにありがとうございます。職責の重さを痛感いたしておるところでございますが、皆様方のご協力を得ながら、横芝光町議会の円滑な運営のために努力をしていきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。（拍手）

〔議長 野村和好君降壇〕

○副議長（川島 透君） ここで議長と交代します。

野村議長、議長席にお着き願います。

〔議長交代〕

○議長（野村和好君） これより議長の職務を行います。

ここで暫時休憩といたします。

（午後 2時35分）

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時50分）

◎日程の追加

○議長（野村和好君） 休憩中に、副議長、川島透君から副議長辞職願が提出されました。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定をしました。

◎副議長辞職の件

○議長（野村和好君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（實川裕宣君） 辞職願。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成21年5月8日。横芝光町議会議長、野村和好様。横芝光町議会副議長、川島透。

以上でございます。

○議長（野村和好君） お諮りします。

願のとおり、副議長の辞職について、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職を許可することに決定しました。

川島透君の入場を許します。

〔13番議員 川島 透君入場〕

○議長（野村和好君） 川島透君に申し上げます。

願のあった副議長辞職の件は許可されました。

それでは、ここで川島透君よりごあいさつをお願いいたします。

〔13番議員 川島 透君登壇〕

○13番（川島 透君） 退任に当たり、一言御礼のごあいさつをさせていただきたいと思ひます。

一昨年、副議長という大役を皆様方のご推挙の中で拝命してから、この間、いろいろな人に出会う場を与えていただき、私自身、いろいろ勉強する機会が多々ありました。そういう機会を与えていただきました皆様方に、改めて心より御礼を申し上げたいと思ひます。これからは、それを私の一つの財産として議員活動の中で生かしていきたいと考えておりますので、皆様方にも改めてさらなるご指導、ご鞭撻をお願いしたいと思ひます。

結びに、野村議長のますますのご活躍、そして横芝光町議会のますますの発展をご祈念申し上げます、甚だ簡単ではございますが、御礼のあいさつとさせていただきます。どうもいろいろありがとうございました。（拍手）

〔13番議員 川島 透君降壇〕

◎日程の追加

○議長（野村和好君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（野村和好君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（野村和好君） ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、實川隆君、4番、川島仁君を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（野村和好君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（野村和好君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（野村和好君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（野村和好君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 1 8 票

有効投票 1 7 票

無効投票 1 票

です。

有効投票のうち 伊藤 圀樹君 1 0 票

山崎 貞一君 5 票

川島富士子君 1 票

越川 洋一君 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

よって、伊藤圀樹君が横芝光町議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された伊藤圀樹君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（野村和好君） 伊藤圀樹君、副議長就任のごあいさつをお願いいたします。ご登壇願います。

〔副議長 伊藤圀樹君登壇〕

○副議長（伊藤圀樹君） 壇上より失礼をさせていただきます。

ただいまは多くの皆さん方のお力添えをいただきまして、副議長の任にご推薦いただきました。大変ありがとうございます。ここに至るまでは多事多彩なことがございました。それぞれのさまざまなものもございましたでしょうけれども、結果、決定が出た以上は、微力ではございますけれども、議長を支えながら、そしてこの横芝光町議会のますますのご繁栄を皆さんとともに努めてまいりたいと考えております。でありますから、議員の皆さん方の真

なるご理解と大きなご協力を心より声を大にしてお願いさせていただき、言葉にかえさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

〔副議長 伊藤圀樹君降壇〕

○議長（野村和好君） ここで暫時休憩とします。

（午後 3時10分）

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時25分）

◎常任委員会委員長及び副委員長の互選結果報告

○議長（野村和好君） このたびの正副議長の改選に伴い、休憩中に各常任委員会が開かれ、正副委員長に変更がありましたので、事務局長から報告をさせます。

○議会事務局長（實川裕宣君） それでは、ご報告いたします。

初めに、総務常任委員会委員長に若梅喜作委員、同じく副委員長に川島透委員、次に民生文教常任委員会委員長に齊藤隆委員、同じく副委員長に川島富士子委員、続いて産業建設常任委員会委員長に鈴木唯夫委員、同じく副委員長に川島仁委員、以上でございます。

◎日程の追加

○議長（野村和好君） 次に、私、野村和好と伊藤圀樹君は、都合により議会運営委員会委員辞任願を提出いたしました。

この際、議会運営委員会委員辞任の件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

なお、私の辞任については私の一身上に関する事件ですので、私は除斥されます。

議長の職務を副議長、伊藤圀樹君をお願いいたします。

副議長、議長席へお願いいたします。

〔議長 野村和好君退場〕

◎議会運営委員会委員辞任の件

○副議長（伊藤圀樹君） 議長にかわり議長の職務を行います。

追加日程第5、議会運営委員会委員辞任の件を議題といたします。

初めに、お諮りいたします。

願のとおり、野村和好君の議会運営委員会委員辞任について、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（伊藤圀樹君） 異議なしと認めます。

よって、野村和好君の議会運営委員会委員辞任を許可することに決定いたしました。

野村和好君の入場を許します。

〔議長 野村和好君入場〕

○副議長（伊藤圀樹君） 野村和好君に申し上げます。

願のあった議会運営委員会委員辞任の件は許可されました。

野村議長、議長席にお願いします。

〔議長交代〕

○議長（野村和好君） 次に、伊藤圀樹君の辞任について。

ここで、地方自治法第117条の規定により、伊藤圀樹君の退場を求めます。

〔副議長 伊藤圀樹君退場〕

○議長（野村和好君） お諮りいたします。

願のとおり、伊藤圀樹君の議会運営委員会委員辞任について、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、伊藤圀樹君の議会運営委員会委員辞任を許可することに決定しました。

伊藤圀樹君の入場を許します。

〔副議長 伊藤圀樹君入場〕

○議長（野村和好君） 伊藤圀樹君に申し上げます。

願のあった議会運営委員会委員辞任の件は許可されました。

◎日程の追加

○議長（野村和好君） ただいま議会運営委員会委員2名が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、委員を選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任を日程に追加することに決定しました。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（野村和好君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長から指名します。

議会運営委員会委員に川島透君、川島仁君を指名します。

ただいま指名した両名を議会運営委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、川島透君、川島仁君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（野村和好君） 以上で本臨時会に付議された案件のすべてを議了しました。

ここで、町長よりごあいさつをお願いします。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 臨時議会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

本日は、提案させていただきました議案につきまして、慎重審議の上ご可決、ご承認を賜りまして、まことにありがとうございました。

今議会では、長年にわたり議会運営にご尽力をいただきました前八角議長さんが議長職を、また川島透副議長さんが副議長職をそれぞれ辞任することとなりましたが、両議員には、議会の取りまとめのみならず、横芝光町の発展と福祉の向上のためにご尽力をいただきまして、

まことにありがとうございました。この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げる次第であります。今後とも、私ども執行部に対し変わらぬご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本日当選されました野村和好議長並びに伊藤罔樹副議長におかれましては、前議長、前副議長同様に、横芝光町のさらなる発展のため、議会の円滑な運営についてよろしくお願い申し上げますとともに、町執行部に対しましてのご指導並びにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、横芝光町議会のますますの発展と議員各位のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

◎閉会の宣告

○議長（野村和好君） これで本日の会議を閉じます。

平成21年5月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 野村和好

副議長 伊藤罔樹

前議長 八角健一

前副議長 川島透

議員 若梅喜作

議員 川島透